

委託業務総合評価落札方式試行要綱 新旧対照表

委託業務総合評価落札方式試行要綱の一部を次のとおり改正する。

新	旧
(総合評価方式及び評価方法) 第5条 略 (1) <u>企業実績評価型</u> 技術的工夫の余地が小さい業務で、企業の実績、配置予定技術者の実績等を評価する。 (2) <u>技術提案型</u> 評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務で、「<u>企業実績評価型</u>」の評価項目に加え、技術提案等を評価する。 2～3 略 (技術資料の提出) 第7条 1～3 略 4 提出後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。<u>ただし、契約担当者は、技術資料の確認根拠資料について不備、不足によるもの</u>に限り、再提出を認めることができる。 5 略	(総合評価方式及び評価方法) 第5条 略 (1) <u>簡易</u>型 技術的工夫の余地が小さい業務で、企業の実績、配置予定技術者の実績等を評価する。 (2) <u>標準</u>型 評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務で、「<u>簡易</u>型」の評価項目に加え、技術提案等を評価する。 2～3 略 (技術資料の提出) 第7条 1～3 略 4 提出後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。 _____ _____ _____ 5 略

(技術資料の審査等)

第8条

1～2 略

3 契約担当者は、第5条第1項(1)の企業実績評価型における入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。

4 前項において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。

5 前2項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前2項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。

6 契約担当者は、第5条第1項(1)の企業実績評価型における入札者が

(技術資料の審査等)

第8条

1～2 略

3 契約担当者は、第5条第1項(1)の簡易型における入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。

(新設)

4 前 項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前 項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。

5 契約担当者は、第5条第1項(1)の簡易型における入札者が

1 者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。

7 契約担当者は、第5条第1項(2)の技術提案型における入札者の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せてすべての入札者について開札前に行うものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 契約担当者は、第5条第1項(1)の企業実績評価型については、前条第3項及び第4項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条第6項に基づく第1位の者を落札候補者とする。

(削除)

2 契約担当者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査会)の審議を経て入札

1 者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札者の自己評価点をもって

総合評価点の
第1位の者とする。

6 契約担当者は、第5条第1項(2)の標準型における入札者の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せてすべての入札者について開札前に行うものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 契約担当者は、第5条第1項(1)の簡易型については、前条第3項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者
を落札候補者とする。

2 前項において、落札候補者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

3 契約担当者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査会)の審議を経て入札

参加資格の有無を決定する。

3 第5条第1項(2)の技術提案型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあつては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約担当者は、第4条第1項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。

4 契約担当者は、第2項で決定された者及び第3項の採否の結果総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1)～(2)略

5 第2項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、前条第3項に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(前条第4項の くじにより決定

参加資格の有無を決定する。

4 第5条第1項(2)の標準型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあつては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約担当者は、第4条第1項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。

5 契約担当者は、第3項で決定された者及び第4項の採否の結果総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1)～(2)略

6 第3項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、 総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(当該落札候補者がくじにより決定

された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は前条第4項の方法により決定された最上位者をいう)を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。 <u>6</u> 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。 (入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等) 第10条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書(秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱(平成20年3月17日付け建管2460号)に定める様式第4号)を速やかに通知する。 2～5 略	された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は____第2項の方法により決定された最上位者をいう)を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。 <u>7</u> 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。 (入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等) 第10条 前条第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書(秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱(平成20年3月17日付け建管2460号)に定める様式第4号)を速やかに通知する。 2～5 略
---	---

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。